

委員会提出議案第 5 号

西条市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

西条市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 藤 井 武 彦

西条市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

西条市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年西条市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第２条（略）			第２条（略）		
２～９（略）			２～９（略）		
１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。			１０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。		
１１～１３（略） （利用及び提供の制限）			１１～１３（略） （利用及び提供の制限）		
第１２条（略）			第１２条（略）		
２～４（略）			２～４（略）		
５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで<u>及び第２９条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第３条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定	第３条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定

		に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

		に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）
をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手續）

第32条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備
があると認めるときは、訂正請求をし
た者（以下_____「訂正請求
者」という。）に対し、相当の期間を
定めて、その補正を求めることができ
る。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保
有個人情報に次の各号のいずれかに該
当すると思料するときは、この条例の
定めるところにより、議長に対し、当
該各号に定める措置を請求することが
できる。ただし、当該保有個人情報の
利用の停止、消去又は提供の停止（以
下_____「利用停止」という。）
に関して他の法令の規定により特別の
手續が定められているときは、この限
りでない。

(1)、(2) （略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規
定による利用停止の請求（以下_____
_____「利用停止請求」
という。）をすることができる。

3 （略）

（利用停止請求の手續）

第39条 （略）

2 （略）

定による訂正の請求（以下この章及び
第48条において「訂正請求」という。）
をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手續）

第32条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備
があると認めるときは、訂正請求をし
た者（以下この章において「訂正請求
者」という。）に対し、相当の期間を
定めて、その補正を求めることができ
る。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保
有個人情報に次の各号のいずれかに該
当すると思料するときは、この条例の
定めるところにより、議長に対し、当
該各号に定める措置を請求することが
できる。ただし、当該保有個人情報の
利用の停止、消去又は提供の停止（以
下この章において「利用停止」という。）
に関して他の法令の規定により特別の
手續が定められているときは、この限
りでない。

(1)、(2) （略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規
定による利用停止の請求（以下この章
及び第48条において「利用停止請求」
という。）をすることができる。

3 （略）

（利用停止請求の手續）

第39条 （略）

2 （略）

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、<u>保有個人情報の特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外） 第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、<u>保有個人情報の特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由
口頭説明